平成２４年（フ）第１９８号
愛知県江南市赤童子町大間115番地
債務者　柴垣　　浩
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４９８号
兵庫県三木市加佐331番地　パルテール203号
債務者　齊藤　博史
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６２号
神戸市兵庫区都由乃町１丁目２番８号
債務者　廣瀬　　信
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９９号
神戸市須磨区西落合４丁目１番227―303号
債務者　森田　郷子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６７号
神戸市長田区丸山町１丁目１番４号　三角ハイツ101号
債務者　藤田　末男
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３８号
兵庫県伊丹市北本町１丁目279番地
債務者　新谷　誉行
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７７号
広島県三原市本郷南１丁目24番１号
債務者　溝口　節夫
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
広島県三原市本郷南１丁目24番１号
債務者　溝口　和子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
広島県尾道市向島町755番地４
債務者　釜本　賢二
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
愛媛県今治市宮下町１丁目１番33号、旧住所
愛媛県今治市波方町大浦乙449番地74
債務者　小柴千賀子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第５９号
愛媛県今治市宮下町２丁目３番39号、旧住所
大阪府枚方市桜丘町45番２―406号
債務者　山田　芳秀
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第７２号
愛媛県今治市喜田村５丁目17番27号　ふるさと荘１階、旧住所愛媛県今治市喜田村５丁目９番15号
債務者　藤井　節子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第４４号
福岡県筑後市大字前津2482番地
債務者　永松　　歩
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第５３号
福岡県八女市龍ケ原82番地３
債務者　紫藤由美子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３５号
長崎県雲仙市国見町神代乙72番地９、前住所
長崎県雲仙市国見町土黒丙370番地１
債務者　宇土　　孝
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
大分県別府市大字鶴見908番地の３
債務者　小川　克幸
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２１６号
大分県臼杵市野津町大字宮原4097番地
債務者　芦刈　　章
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係